

産業廃棄物搬入に関する承諾書

株式会社 富田工務店 様

産業廃棄物安定型最終処分場 はいばらエコセンターへの産業廃棄物搬入に際し、貴社が定める下記事項について承諾します。

記

(受け入れ品目)

1. 当施設では次の4品目のみを受け入れます。

- ① 廃プラスチック類
- ② ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- ③ がれき類
- ④ 金属くず

※ ①～③石綿含有産業廃棄物を含みます。

※ 大量のコンクリートガラについては事前にご相談ください。

(受け入れ対象)

2. 当施設の受け入れは、石綿含有産業廃棄物を除き、中間処分場からの搬入物を対象とします。

(廃プラスチック類)

3. 廃プラスチック類について、次のものは受け入れることができません。

- ① 風により飛散するもの
- ② 15cm程度に破砕されていないもの
- ③ 有機物が付着しているもの
- ④ 臭いが発生しているもの
- ⑤ 中空状態のもの

(石綿含有産業廃棄物)

4. 石綿含有産業廃棄物については、次の事項を遵守してください。

- ① 環境省の定める「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」にしたがって搬入してください。
- ② 飛散防止のため次の措置をしてください。

ア. 運搬時のシート掛け等

イ. 破砕や切断がされているもの、除去時の用具等に付着したもの等、荷降ろし時に飛散する可能性があるものは、トンパック等で梱包

③ 次のものは受け入れることができません。

ア. 石綿含有仕上塗材

イ. 紙や布等の有機物が付着したもの

(受け入れることができないものの例)

5. 次のものは、品目にかかわらず、受け入れることができません。

- ① 木くず・紙くず等が混入しているもの
- ② 小細木くずを固めたサイディング等
- ③ 解体残さ(解体最終の混廃土)・油等の付着した土・わら等の混じった土
- ④ 電化製品
- ⑤ 飲料水等の液体の入っていた容器で、破砕していないもの
- ⑥ 有機溶剤(オイル・塗料・ボンド等)、薬品、化粧品、食料品固形物等の容器で破砕・洗浄していないもの
- ⑦ 蛍光灯管、電球、ガラスの粉末
- ⑧ アスファルト材、アスファルトフェルト、ルーフィン紙及びその付着物
- ⑨ 木網板、布貼シート、紙・板・ベニアの付いたモルタル・コンクリート・タイル
- ⑩ ロックウール・ガラスウール
- ⑪ 石膏、石膏ボード、およびモルタル・漆喰材等と石膏ボードが混ざったミンチ系のもの
- ⑫ タイヤ

※ 当施設以外の処分委託先をご紹介できますので、ご相談ください。

(情報の提供)

6. 石綿含有産業廃棄物に該当しないことにつき疑わしい産業廃棄物を搬入する場合には、石綿含有産業廃棄物に該当しないことを証明する検査書等の提示をお願いします。

(検査の実施)

7. 受け入れの際に検査を行います。前述までの事項を満たすものであっても、産業廃棄物の適正処理に支障があると判断したものについては、受け入れることができません。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

Ⓔ

本書内容を承諾いただいたことを確認しました。

令和 年 月 日

株式会社富田工務店 代表取締役 富田 道明

Ⓔ